

大府市森林整備計画書

計画期間

自	令和	3年	4月	1日
至	令和	13年	3月	31日

(令和4年3月31日 変更)



愛 知 県
大 府 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐及び保育に関する事項

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は名古屋市南部に隣接し、伊勢湾に面した知多半島の根幹に位置している。年平均気温は約17.5度、年間降水量1,579mmと、温暖適潤な気候である。総面積は3,366ha、うち森林面積（地域森林計画対象森林）は71haで、うち31haがコナラやカン類を主体とした天然生の広葉樹林（二次林）である。スギ、ヒノキ、マツ類の人工林面積は5haで、ごく小面積のものが各地に点在する形で分布している。人工林率は7%と、県平均に比べて低い。

このような森林の現状から、市内全域において木材生産を目的とした森林経営は行われておらず、森林の多くが放置された状態にある。

一部の森林については、身近な環境要素として森林と住民のふれあいの場としての活用が期待されている。その例として、南部には、自然環境と調和のとれた広域公園「あいち健康の森」があり、北部には自然体験学習施設二ツ池セレトナを有する総合公園「二ツ池公園」があり、地域住民の憩いの場となっている。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

都市近郊における貴重な空間として、保全と増進を重視することを視点とした市民参加による森林整備を推進するよう努めるものとする。

また、主な機能と望ましい姿を次のとおり定める。

ア 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図るとともに、森林整備における地域住民の参画を得るなど、市民に開かれた里山林の整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（１）伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

択伐：主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

（２）伐採の方法

育成単層林施業については、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

育成複層林施業については、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、次の項目に留意して行う。

- （a）択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間により実施する。
- （b）漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。
- （c）天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

天然生林施業については、（b）の留意事項によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意すること。

また、集材方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により実施するものとする。

（３）主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐期の多様化及び長期化を図ることとし、多様な林齢で伐採する。

樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系		主伐時期の目安 (年)
	生産目標	期待径級 (cm)	
ス ギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造 作 材	36	70
ヒ ノ キ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造 作 材	36	80
マ ツ 類	一 般 材	18	40
	長 尺 材	28	70
広 葉 樹	きのこ原木	10	20

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、スギ、ヒノキ、マツ類の他、有用広葉樹や郷土樹種等も考慮して、気候、地形、土壌等の自然条件に適した樹種を選定することとする。また、土壌条件等によっては、肥料木などの導入も配慮する。品種は、系統の明らかなもののうちから、既往実績等を勘案して選定する。また、地域の要望を考慮し、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の選定に努めることとする。

森林土壌と造林樹種の関係は、概ね下表のとおりである。

土 壌 型		樹 種	主な植生
B A	乾性褐色森林土（傾斜地型）	マツ類	ツツジ類、コシダ
B B	乾性褐色森林土（緩斜地型）	マツ類、ヒノキ	シシガシラ、ハギ類
B C	弱乾性褐色森林土	マツ類（A層浅） ヒノキ（A層深）	アセビ
B D	適潤性褐色森林土 やや乾性B D（d） 残積土（定積土） 崩積土	ヒノキ ヒノキ スギ	シシガシラ コアジサイ ムラサキシキブ
B E	弱湿性褐色森林土	スギ	アオキ タマアジサイ フユイチゴ
B F	湿性褐色森林土	スギ	ヤマアジサイ リョウメンシダ サワグルミ

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 標準的な植栽本数は、育成単層林とする場合は次のとおりとする。なお、育成複層林とする場合は、概ね複層林導入時の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じて得た本数とする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	

ヒノキ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
マツ類	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
広葉樹	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	

イ 地拵えは、植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、伐倒木及び枝条等が林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。

ウ 植栽は、自然条件及び既往の造林方法を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。

エ 低コスト造林として、1,000～2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。

オ ニホンジカ等による食害等が確認された場合、又は生息密度が高く被害のおそれがある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、皆伐により伐採した年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐（択伐率が4/10を超えないものに限る。）により伐採した場合においては5年以内に行うものとする。

また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林においても同様とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、更新木として主林木となることが期待される樹種とする。

なお、更新木とは、将来その林分において高木となる樹種で、針葉樹及びカシ類、ナラ類、クスノキ、サクラ類等の広葉樹である。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新における期待成立本数については、以下のとおり定める。

樹 高	胸高直径	ヘクタール当たり本数
30cm 以上 1.3m 未満		10,000
1.3m 以上	4 cm 未満	6,700
	4 ～ 5 cm	6,000
	5 ～ 6 cm	5,200
	6 cm 以上	4,400

イ 天然更新すべき立木の本数については、以下に示す天然更新完了基準によるものとする。

天然更新 完了基準	(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が 0.5m 以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 (2) 更新が完了した状態は、アで示す期待成立本数に 3/10 を乗じた本数が確保されているものとする。 (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
--------------	---

ウ 天然下種更新による場合は、必要に応じて地表処理、刈出し、植込等の天然更新補助作業を行うこととする。

- a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、掻き起こし・枝条整理等を行う。
- b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- c 植込は、天然下種更新の不十分な箇所に行う。

エ ぼう芽更新による場合は、目的樹種のぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、苗木の植込を行うこととする。

オ 天然更新の完了を確認する方法は、下記のとおりとする。

- a 伐採後概ね 5 年を経過した時点で更新調査を実施し、(2) のイに定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。
- b 更新調査の方法は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ 1 ヶ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定する。1 調査区の大きさは、2m×10m の帯状とし、その中に 2m×2m の 5 プロットを設定する。ただし、対象地の更新樹種の発生状況がほぼ均一と判断される場合には調査区を適宜減ずることができる。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新は、伐採した年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過した時点で、(2) のイに定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。この期間に天然更新が完了していない場合、その後 2 年以内に、植栽により更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(2)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上となる本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐及び保育に関する事項

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 育成単層林

林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行う。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図る。

ア 間伐の基準

樹種、地位及び生産目標等により異なるが、現在の立木密度、林齢及び成長の度合等を考慮し、伐採後おおむね5年で樹冠疎密度が10分の8以上に回復するように定めるものとする。

標準的には概ね下表のとおりとする。

樹 種	間伐率 (材積)	実施時期	繰り返し 期 間	伐採までの実 施回数	最終間伐 の期間
ス ギ	12～35%	標準伐期齢未 満	5～15年	2～4回	主伐予定 の10年以 前
		標準伐期齢以 上	10～20年	適 宜	
ヒ ノ キ	10～35%	標準伐期齢未 満	5～15年	2～5回	
		標準伐期齢以 上	10～20年	適 宜	

注) 間伐の開始時期は概ね4 齢級とする。

イ 間伐を早急に実施する必要のある森林

間伐が遅れているために、成長が著しく阻害されている森林、並びに病虫害の発生、気象災害等の被害が現に発生しているか、又は発生するおそれのある森林とする。

(2) 育成複層林

各層の生育状況等に応じて適期に間伐を行う。

2 保育の標準的な方法

(1) 育成単層林

区 分	主 な 樹 種	実施時期	実施回数	摘 要
下 刈	スギ・ヒノキ	6～7月 (～9月)	5～7回※	雑草木の繁茂 が著しい場合 は、2回刈を行 う。
	マツ類		4～5回	
つる切	スギ・ヒノキ	6～7月	2～4回	つる類が繁茂 する場合、下刈 終了後、除伐ま での期間に行 う。
	マツ類		1～2回	
除 伐	スギ・ヒノキ マツ類	6～8月	1～2回	下刈終了後、間 伐までの期間 に行う。繰り返 しは3～5年 とする。
枝 打	スギ・ヒノキ	11～3月	2～4回	繰り返しは、 3～5年とす る。

※地形、傾斜、自然条件等により下刈り回数を5回未満にすることも可能。

(2) 育成複層林

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、生育状況等に応じて、上層木の伐採及び枝打ちを行う。

(3) 天然生林

主として、天然力を活用して成林を期待する。

3 その他必要な事項

特になし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次に掲げる森林の区域を別表1のとおりとする。

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。主伐の時期を下表のとおりとし、森林の区域については別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
全域	80年	90年	80年	80年	40年

別表1

区分	森林の区域	面積 (ha)
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3林班の一部	2.86

別表2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林	3林班の一部	2.86

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

該当なし

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体などへの共同委託により実施する。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。

ウ 共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

市内きのこ生産振興のため、生産者が生産加工等の施設の整備を行う場合には制度資金の活用を呼びかけるなどして支援する。また、直売所等を設置（活用）することにより、地元産きのこの知名度が上がるよう努める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（1）区域の設定

設定なし

（2）鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ、適確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

森林の利活用の多様化に伴い、人の入り込みの増加等により森林火災の発生が懸念されるので、防火思想の啓発、防火施設の整備等防火対策に十分配慮する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合においては、大府市火入れに関する条例に基づき、火入れの目的、火入れの地周囲の状況、防水の設備の計画等を記載した申請書を提出し許可を受けるものとする。

なお火入れの方法・期間等にあっても、同条例の規定によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア．Ⅱの第2の4の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ．Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ．Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ．Ⅲの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく地域

区域名	林班	区域面積(ha)
大府市全域	1～12	71

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民の意見やニーズを反映し、整備をすすめるとともに、協働による森林の整備を進める。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

愛知用水の水源である牧尾ダムを潤す水源涵養林の保護育成を目的として、牧尾ダム造林事業を平成4年度以降、毎年実施している。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

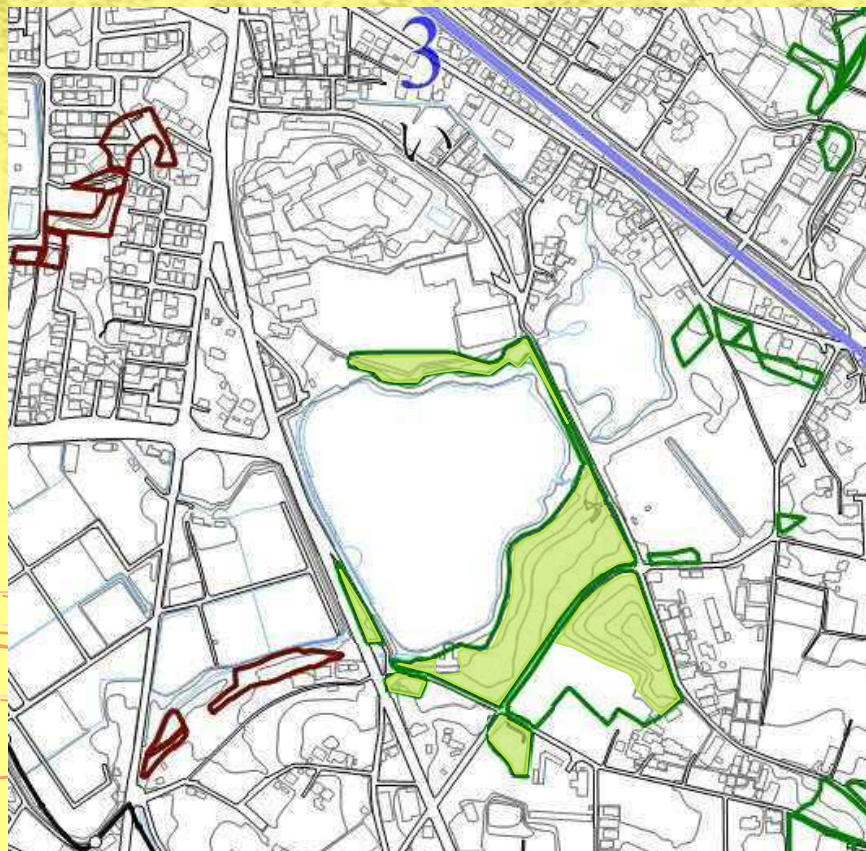
計画期間内における森林経営管理事業の予定なし。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

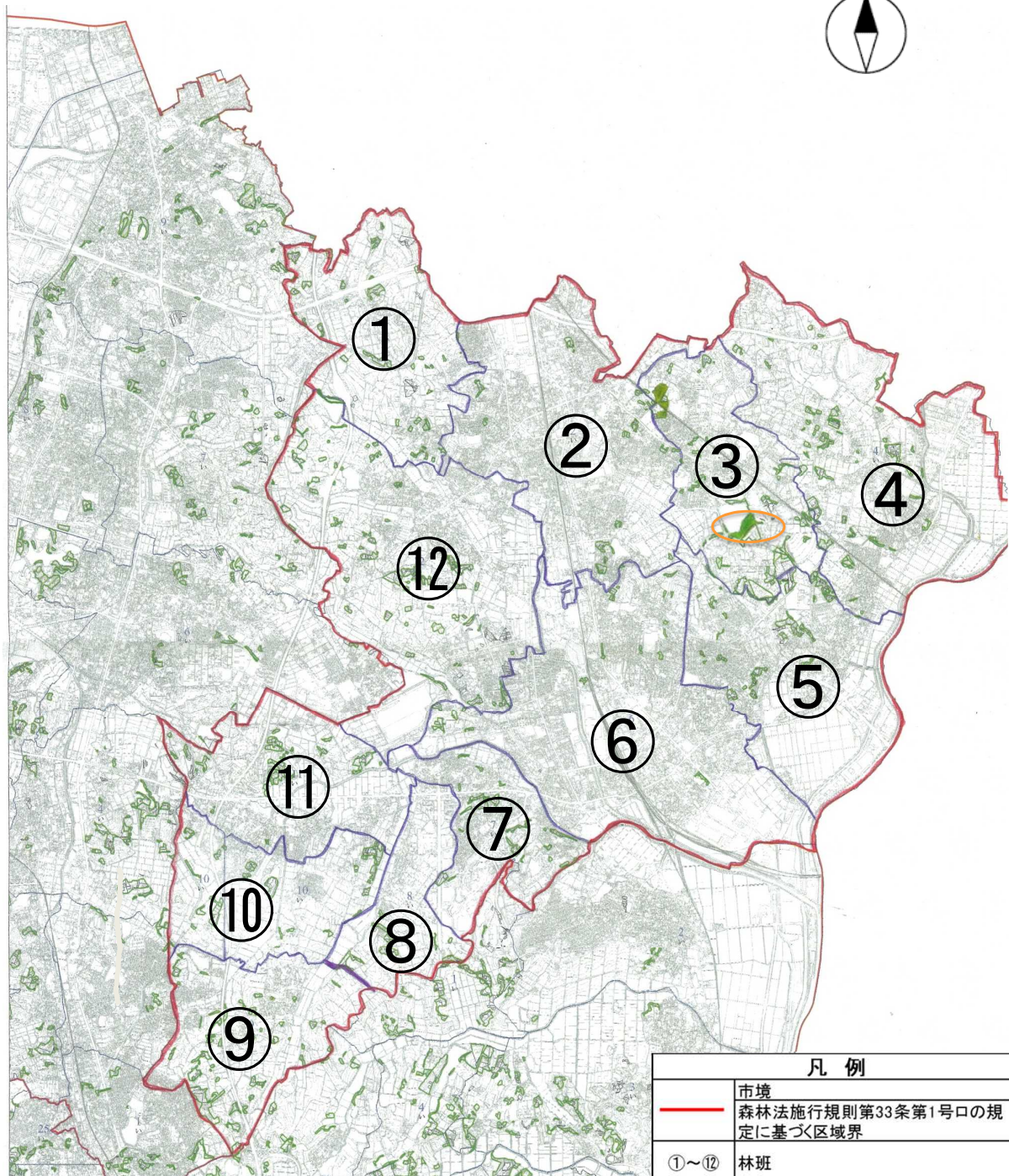
「保健文化機能」ゾーニング (ニツ池セレクトナ)

大府市3林班



凡 例	
	民有林
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

森林整備計画概要図 (愛知県大府市)



凡 例	
	市境
	森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域界
①～⑫	林班
	林班界
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	民有林